

## 5 4. 退職金専用特別金利定期預金「ファーストキープ 2026」

(2026年3月1日現在)

1. 商品名と概要	<p>退職金専用特別金利定期預金「ファーストキープ 2026」</p> <p>退職金からの新規預入による定期預金を、初回満期まで特別金利でお預かりいたします。</p>
2. お取り扱い期間	2026年3月2日～2027年2月26日
3. ご利用いただける方	<p>団体会員の間接構成員の方または会員になっていただける個人の方（東北ろうきん友の会等への加入）で、2026年3月から2027年2月に退職される方が受け取られた「退職金」からの新規お預入れの方</p> <p>* 団体会員の退職者の方で退職時に団体会員の間接構成員でなくなった方は、東北ろうきん友の会等への加入が必要となります。</p>
4. ご留意いただきたい事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「2026年3月から2027年2月」に退職され、お取り扱い期間中にお振込等により新たにお預入れいただいた「退職金」を対象とさせていただきます（満期金、お振替、ご継続、ご解約等当金庫から払戻しされた資金によるお預入れは対象となりません）。</li> <li>すでに当金庫へお預入れいただいている預金は、お取扱店を変更した場合でも当商品へのお預入れはできません。</li> <li>ダイレクトバンキングおよびATMによるお取扱いはできません。</li> </ul>
5. 期 間	1年
6. お預入れ方法	
(1) お預入れ方法	一括してお預入れいただきます。
(2) お預入れ金額	<p>お一人さま100万円以上、退職金受取金額または3,000万円のいずれか低い金額</p> <p>* 取扱期間中は限度額以内で複数のお預入れも可能です。1回のお預入れは100万円以上となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スーパー定期・・・100万円以上1,000万円未満</li> <li>大口定期・・・1,000万円以上3,000万円以下</li> </ul>
(3) お預入れ単位	100万円以上1円単位
7. お持ちいただくもの	<p>ご本人様確認資料・お届け印のほか、以下のいずれかの資料をお持ちください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>退職所得の源泉徴収票</li> <li>退職金振込通帳</li> <li>退職金支払明細書またはそれに準ずるもの</li> </ul>
8. 満期時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期時に「特別金利定期預金」を払戻しての再預入れはできません。また、お取扱店変更の場合でもお預入れはできません。</li> <li>お預入れ時のご指定により、元金継続または元利金継続でお取扱いいたします。なお、満期後はお預入れ金額に応じて「スーパー定期（単利）」または「大口定期」としてお預かりし、店頭表示金利</li> </ul>

	<p>を適用いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 期日指定、非自動継続のお取扱いはいたしておりません。</li> <li>* 満期後は上乗せ金利定期預金「ドリームライン」をご利用いただけます。ご利用には手続きが必要となりますので、窓口にお問い合わせください。</li> </ul>						
9. 払戻し方法	満期日以後に元金とお利息を一括して払戻しいたします。						
10. 利息							
(1) 適用金利	<p>特別金利 年 0.80%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 特別金利の適用は、初回満期時までとなります。</li> <li>* 金利情勢の変動等により、お取扱期間中に特別金利を見直す場合があります。</li> </ul>						
(2) 利払い方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日以後に一括してお支払いいたします</li> <li>・ 元金継続の場合のお利息は、ご指定の普通預金口座にご入金いたします。</li> </ul>						
(3) 計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。						
11. 税金	<p>20.315%の源泉分離課税（国税15.315%・地方税5%）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。</li> <li>* マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。</li> </ul>						
12. 手数料	——						
13. 付加できる特約条項							
当座貸越	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越（残高がマイナスになったときに自動的にご融資すること。当座貸越といいます。）を利用することができます。</li> <li>・ 総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額（エース預金もご利用の場合は合算します）の90%（千円未満切り捨て）または300万円のうちいずれか少ない金額とします。</li> <li>・ 貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。なお、担保預金が複数ある場合には定期預金利率の低い方から適用されます。</li> </ul>						
14. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い	<p>満期日前に解約（中途解約）する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算した利息とともに払戻しいたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">中途解約日までの預入期間</th> <th style="text-align: center;">中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6か月未満</td> <td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table>	中途解約日までの預入期間	中途解約利率	6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率	6か月以上1年未満	約定利率×50%
中途解約日までの預入期間	中途解約利率						
6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率						
6か月以上1年未満	約定利率×50%						

15. 預金保険制度	この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1,000万円までとその利息）で保護されます。
16. 金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧ください。窓口にお問い合わせください。
17. 商品に関するお問い合わせ	フリーダイヤル：0120-1919-62 受付時間 平日 午前9時～午後5時
18. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）	ご契約内容や商品に関する苦情は、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：東北労働金庫 お客様相談窓口】0120-191-562 受付時間 平日 午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス <a href="https://www.tohoku-rokin.or.jp">https:// www.tohoku-rokin.or.jp</a>
19. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫お客様相談窓口またはろうきん相談所にお問い合わせください。</li> <li>また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</li> </ul> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口またはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>
20. その他参考となる事項	一部払戻しはお取り扱いできません。

東北労働金庫